

**防衛医科大学校達第9号**

防衛医科大学校規則（昭和49年防衛庁訓令第28号）第12条第2項の規定に基づき、学生隊の編成に関する達を次のように定める。

昭和49年5月10日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

**学生隊の編成に関する達**

改正 昭和62年 6月20日達第 7号  
平成13年 3月28日達第 6号  
平成26年 4月 8日達第15号  
平成27年 3月30日達第 6号  
平成28年 3月29日達第 4号  
平成29年 3月30日達第 4号

（目的）

**第1条** 学生隊は、学生相互の理解を深め、融和団結をはかり、学生の共同生活を円滑にし、規律ある学生生活を送ることを目的として編成する。

（編成）

**第2条** 学生隊は、医学科の学生をもって編成する医学科学生隊、看護学科の自衛官候補看護学生をもって編成する看護学科学生隊とし、医学科学生隊は、次の2個大隊、6個中隊及び12個小隊に、看護学科学生隊は、次の1個大隊、4個中隊及び8個小隊にそれぞれ分ける。

区 分			学 生	
医学科学生隊	第1大隊	第1中隊	第1 1小隊	医学科第1～第4学年学生
			第1 2小隊	
		第2中隊	第2 1小隊	
			第2 2小隊	
		第3中隊	第3 1小隊	
			第3 2小隊	
		第4中隊	第4 1小隊	
			第4 2小隊	
	第2大隊	第5中隊	第5 1小隊	医学科第5学年学生
			第5 2小隊	
第6中隊		第6 1小隊	医学科第6学年学生	
		第6 2小隊		

看護学科学学生隊	第3大隊	第1中隊	第1 1小隊	看護学科第1～第3学年 自衛官候補看護学生	
			第1 2小隊		
		第2中隊	第2 1小隊		
			第2 2小隊		
		第3中隊	第3 1小隊		
			第3 2小隊		
		第4中隊	第4 1小隊		看護学科第4学年 自衛官候補看護学生
			第4 2小隊		

**附 則**

- 1 この達は、昭和49年5月10日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、昭和49年度においては、第1学年をもって第1区隊を編成する。

**附 則**

この達は、昭和62年6月20日から施行する。

**附 則**

この達は、平成13年4月1日から施行する。なお、学生隊の編成の試行について（通達）（防医学学第252号（11.3.26））は廃止する。

**附 則**

この達は、平成26年4月8日から施行する。

**附 則**

この達は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この達は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この達は、平成29年4月1日から施行する。